

平成29年8月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年8月10日(木) 午後2時 開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室

3. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

4. 会議に出席した委員(19名)

1番	草場 學	2番	後藤 感二
3番	中村 洋子	4番	平山 政之
5番	重松 淳一	6番	山田 武二
7番	坂田 俊博(欠席)	8番	高松 昭夫
9番	能塚 美鶴	10番	田中 浩
11番	熊手 久雄(欠席)	12番	寺崎 昇
13番	井手 博幸(欠席)	14番	白水 隆資
(15番	欠 員)	16番	武下 博俊
17番	藤井 豊志	18番	寺崎 廣喜
19番	永利 昇	20番	柳 文子
21番	永利 春雄	22番	草場 小夜子
23番	久光 悟		

5. 会議に出席した事務局職員(4名)

○会長 毎日暑い日が続いておりますが、全国的に熱中症の患者が発生しており、農作業するときにはくれぐれも熱中症にならないよう体には気をつけて頂きます様をお願いします。

本日は大変忙しい中、本総会に参集いただきましてありがとうございます。

議案 4件、報告事項 3件でございますが、委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 ただいまの出席委員は19名で委員定足数に達しております。なお坂田委員、熊手委員、井手委員より欠席届が出ています。よって、平成29年8月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分なるご審議方よろしくお願い致します。

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、12番 寺崎昇委員、14番 白水隆資委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 これより日程第2議案の審議を行います。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について1件 を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。番号1は大保地内の田3筆です。

(図面で場所の説明)

譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないと思われま。

なお、先月開催しました三国地区会議に於いても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、第1分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転につきましては許可相当とするとの意見の一致をみましたが、なお本

会議での審議方よろしくお願ひいたします。

- 議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。  
何かありませんか。

(質問意見なし)

- 議長 許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

- 議長 次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、2件を議題と致します。事務局から提案理由の説明をお願いします。

- 事務局 それでは、議案書の2ページをお願いします。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明します。

番号1は、三沢地内の田2筆です。貸露天駐車場に転用するため申請があったものです。

(図面で場所の説明)

当該申請地は、市街地に近接する区域内で、その規模が概ね10ha未満であるため第2種農地に該当し、代替地の検討もなされていることから、立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われま

次に、番号2は、大保地内の田2筆です。貸露天駐車場に転用するため申請があったものです。

(図面で場所の説明)

当該申請地は、西鉄の大保駅から、概ね500メートル以内の区域になるので第2種農地に該当し、代替地検討もなされていることから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま

なお、番号1と番号2は先月開催しました三国地区会議において了承を頂いております。以上で説明を終わります。

- 議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

- 第2分科会長 ご報告いたします。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第2分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願ひいたします。

- 議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行

います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 続きまして、議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について 所有権移転2件を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の3ページをお願いします。議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転の提案理由説明を申し上げます。

番号1は下西鯨坂地区内の田2筆です。経営規模拡大のため福岡県農業振興推進機構から買い入れされるものです。

(価格、場所の説明)

番号2は上西鯨坂地区内の田1筆です。経営規模拡大のため福岡県農業振興推進機構から買い入れされるものです。

(価格、場所の説明)

なお、譲受予定者は経営面積や従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長 それでは、事前審査を第3分科会をお願いしておりましたが、第3分科会長よりご報告をお願いします。

○第3分科会長 ご報告いたします。議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について の所有権移転2件につきまして、第3分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしく願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問意見なし)

○議長 本案件について原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので議案第3号は原案通り承認いたします。

○議長 続きます、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認 利用権貸借2件について 事務局より提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは議案書の4ページをご覧ください。議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認 利用権貸借2件について提案理由の説明を致します。

番号1と番号2は、農地中間管理機構を通して平成29年11月1日から10年間担い手へ貸借するものです。

番号1は、井上地内の畑6筆です。

4ページから5ページにかけての番号2は福童地内の農地14筆です。

なお、利用権の設定を受ける予定者は経営面積や従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長 それでは、事前審査を第3分科会にお願いしておりましたが、第3分科会長よりご報告をお願いします。

○第3分科会長 ご報告いたします。議案第4号農業経営基盤強化 促進法に基づく農地利用集積計画の承認について の利用権貸借2件につきまして、第3分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願ひいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問意見なし)

○議長 本案件について原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので議案第4号は原案通り承認いたします。

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項にはいります。報告事項2件につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出1件につきまして報告いたします。

議案書の6ページをご覧ください。番号1は福童地内の田4筆で借手の都合による解約です。

届出地の表示及び貸主借主・解約をした日につきましては記載のとおり

りであり、説明を割愛いたします。

続きまして、議案書の7ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域の転用届出について、1件の報告をいたします。

番号1は農業用水路建設のため、届出が提出されたものです。

次に、議案書の8ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の転用届出について、4件の報告をいたします。

番号1と番号2は集合住宅建設のため、届出が提出されたものです。

8ページから9ページの番号3と番号4は、保育園建設用地の内、市街化区域内農地について届出が提出されたものです。

届出地の表示及び届出人については記載の通りであり説明を割愛させていただきます。以上でございます。

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項3件につきまして何かご質問はありませんか。

(質問意見なし)

○議長 以上で本総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして8月小郡市農業委員会総会を閉会いたします。

平成29年8月10日(木) 午後 2時30分閉会  
小郡市農業委員会

署 名 委 員 1 2 番 (印)

署 名 委 員 1 4 番 (印)